

会計基準設定過程から見たわが国における特別目的事業体の連結会計基準の設定根拠<sup>1</sup>

たけち のりひで  
威知 謙豪 (中部大学)

目次

- I. はじめに
  - II. 先行研究のレビューと研究方法
    - 1. 先行研究のレビュー
    - 2. 採用する研究方法
    - 3. 特別目的事業体の役割
  - III. 会計基準の設定過程から見た特別目的事業体の連結会計基準の設定根拠(1)
    - 1. わが国会計基準における連結範囲の決定に関する原則的な考え方
    - 2. 企業会計審議会における特別目的事業体の連結会計基準をめぐる当初の検討
      - (1) 特別目的事業体の連結会計基準に関する検討に至る経緯
      - (2) 基準案に対するコメント
      - (3) コメント受領後の検討
    - 3. 例外規定の考え方とその根拠
      - (1) 基準案の再検討
      - (2) 例外規定の考え方とその根拠
    - 4. 特別目的事業体の連結要否の判断に関する会計基準の考え方とその根拠
  - IV. 会計基準の設定過程から見た特別目的事業体の連結会計基準の設定根拠(2)
    - 1. 企業会計基準委員会による特別目的事業体の連結会計基準に関する検討
      - (1) 日本公認会計士協会による検討の要請
      - (2) テーマ協議会による検討の要請
    - 2. 投資事業組合の連結に関する考え方とその根拠
    - 3. 例外規定の一部改訂とその根拠
  - IV. おわりに
    - 1. 特別目的事業体の連結会計基準の設定過程
    - 2. 特別目的事業体の連結会計基準の設定根拠
- 参考文献  
補遺

<sup>1</sup> 本報告論文は、威知(2015)の第5章、第6章、第7章をベースに加筆・修正したものである。

## I. はじめに

本論文は、特別目的事業体(SPE: Special Purpose Entities)の連結に関する会計基準（一定の要件を満たす SPE を連結範囲から除外する例外規定、SPE の連結要否の判断に関する会計基準）の設定根拠について、会計基準設定過程の整理を通じて明らかにすることを目的としている。

以前の会計基準設定主体である企業会計審議会が公表した意見書（会計基準を含む）では、SPE の連結会計基準の設定の背景やその根拠は必ずしも明示されてはいない。現在の会計基準設定主体である企業会計基準委員会は、会計基準の設定や改訂にあたり「結論の根拠」を設けることとしているが、SPE の連結会計基準については企業会計審議会がそのコアとなる考え方を導入し、企業会計基準委員会はそれを踏襲していることから、基準設定の背景や根拠については不明瞭な部分が残されている。そこで本論文では、SPE の連結会計基準の設定過程における検討内容を整理し、基準設定の根拠について考察する。

## II. 先行研究のレビューと研究方法

### 1. 先行研究のレビュー

SPE の連結に関するわが国会計基準の設定根拠に言及した先行研究に、小宮山(2002) , 小宮山(2005), 小宮山(2016)がある。これらの先行研究は、SPE の連結会計基準の設定当事者の立場から考察をしたものである。

小宮山(2002)は、例外規定について、金融資産の認識中止と同時に SPE を連結対象外となることを意図したものとし、財務構成要素アプローチによる金融資産の認識中止の判定を行う際に、譲受人が SPE である場合の取扱いと表裏一体の関係にある、と指摘している。

小宮山(2005)は、証券化取引の会計処理に関する主要論点として、資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結に関する会計基準に関連する論点を取り上げ、一定の要件を満たす SPE を連結範囲から除外する規定（例外規定）の設定の背景として、金融商品に関する会計基準設定に先立って連結会計基準を設定する必要があることや、当時の政策であった証券化市場の発展の阻害要因となることを回避することが考慮されたことを指摘している。その上で、例外規定は拡大解釈されているケースがあることから、厳格化を図る必要があると主張している。

小宮山(2016)は、SPE の連結および関連する会計基準の変遷について検討している。SPE の連結会計基準に関しては、証券化を許容する緩やかな会計基準の上に乗っており、支配力基準（意思決定機関に対する支配による連結要否の判断基準）をベースとしながらも、リスクと経済価値による判断基準を組み合わせて、かろうじて適用可能な会計基準を成立させてきた、と指摘している。

これらの先行研究以外にも、SPE の連結に関する外国の会計基準の説明に主眼を置いた研究や、SPE の連結に関する会計基準の国際比較を行った研究、SPE の連結会計基準の改訂に伴う影響を調査した研究などがある。ただし、SPE の連結に関する会計基準の設定根拠については、上記の3つの先行研究に限られている<sup>2</sup>。

## 2. 採用する研究方法

企業会計審議会は、明文化されたデュー・プロセス規定（会計基準を設定するための手続きに関する規定）を有していないが（小谷.1997. p. 56, 森. 2014. p.101）、企業会計審議会による会計基準設定の当事者である新井（1993）および小谷（1997）によれば、企業会計審議会は、当初の審議内容を取りまとめた文書である論点整理において、今後の審議にあたっての会計基準の基本的な方向性を示し、その後、公開草案の公表を経て、確定版の基準書（意見書）を公表するというプロセスによって会計基準の設定を行っている。

財務会計基準機構は、企業会計基準委員会のデュー・プロセス規定として、2013年6月に「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（財務会計基準機構.2013）を公表している（最終改正2015年12月）。それ以前は、2001年12月公表の「企業会計基準の開発・公表の手続きについて」（企業会計基準委員会.2001）に同委員会のデュー・プロセス規定が示されていた。

〔表1〕に示すとおり、企業会計審議会と企業会計基準委員会のデュー・プロセスには大きな相違はなく、企業会計審議会および企業会計基準委員会は、SPE の連結会計基準の検討にあたって、論点整理の検討段階で基本的な方向性とその根拠に言及していると考えられることができる。そこで、本論文では、議事録や会議資料、論点整理、公開草案、確定版の基準書といった1次資料と、基準設定に関与した当事者の著書や論文、会計専門雑誌の記事等の2次資料に依拠して、SPE の連結に関するわが国会計基準の設定根拠について考察する。

---

<sup>2</sup> 報告者によるSPE の設定根拠に言及した研究は除いている。

[表 1] 企業会計審議会と企業会計基準委員会のデュー・プロセス

区分 <sup>(注)</sup>	企業会計審議会の デュー・プロセス	企業会計基準委員会のデュー・プロセス	
		企業会計基準委員会 (2001)の記載内容	企業会計基準委員会(2013) の記載内容
第1段階	・審議議題としての承認 ・ヒアリングの実施	—	・市場関係者からの意見の聴取
第2段階	・論点整理の取りまとめ ・論点整理の公表	・論点整理の議決、公 表をし、一般からの 意見を聴取する。	・論点整理の公表
第3段階	・論点整理に関する ヒアリング		・論点整理に関する 意見の募集
第4段階	・公開草案の原案作成と その検討 ・公開草案の作成 ・公開草案の公表	・公開草案の議決、公 表をし、一般からの 意見を聴取する。	・公開草案の公表 ・公開草案に関する意見の募集
第5段階	・公開草案に寄せられた 意見について審議 ・企業会計審議会総会の了承 を経て、意見書を公表	・会計基準等 <sup>(注2)</sup> の公表	・公開草案に寄せられた意見につ いて審議 ・会計基準等 <sup>(注2)</sup> の議決、公表 ・適用後レビューの実施 (原則として、適用から2年後)

注1：報告者による区分

注2：企業会計基準，企業会計基準，企業会計基準適用指針を指す。

出所：新井(1993. pp. 170-171)，小谷(1997. p. 56)，企業会計基準委員会(2001)，財務会計基準機構(2013)を基  
に作成。

### 3. 特別目的事業体の役割

(別途配布資料を参照してください。)

## Ⅲ. 会計基準の設定過程からみた特別目的事業体の連結会計基準の設定根拠 (1)

### 1. わが国会計基準における連結範囲の決定に関する原則的な考え方

連結ベースでの経営を重視する企業の傾向や、投資意思決定情報としての連結財務情報に対する投資家のニーズの高まりを受け、企業会計審議会は、1995年10月より連結財務諸表をめぐる諸問題に関する検討を開始した。この成果として、企業会計審議会は、1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(企業会計審議会. 1997a) (以下、1997年連結意見書)を公表した。1997年連結意見書は、従来の「議決権基準」に替えて、実質的な支配関係の有無に基づいて連結範囲を決定する「支配力基準」を導入した。

1997年連結意見書により改訂された連結財務諸表原則(企業会計審議会. 1997b) (以下、1997年改訂連結原則)、および、企業会計審議会が1998年10月に公表した「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(企業会計審議会.

1998) (以下、1998年具体的な取扱い) は、親会社を「他の企業等の財務及び営業の方針を決定する機関(以下、意思決定機関)を支配している会社」とし、子会社を「当該他の会社等」としている<sup>3</sup>。また、「株主総会、取締役会その他これらに準ずる機関」を意思決定機関としている。1997年改訂連結原則および1998年具体的な取扱いが示す、「事業体の意思決定機関を支配している状況」を整理すると〔表2〕のとおりである<sup>4</sup>。

支配力基準の導入根拠として、1997年連結意見書は、議決権の過半数所有割合が過半数以下であっても、当該企業を事実上支配しているケースがあり、そのような企業を連結範囲に含めない連結財務諸表は企業集団に係る情報としての有用性に欠けることとなると指摘している(1997年連結意見書、1.(1))。

〔表2〕 事業体の意思決定機関を支配している状況

(1) 議決権の過半数を実質的に所有している。
議決権の所有割合が過半数以下であっても高い比率の議決権(40%以上50%以下)を有しており、かつ、以下①から⑤のいずれかの要件に該当する。
①自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
②役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
③他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配する契約等が存在すること。
④他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債に計上されているもの)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
⑤その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、同一の内容の議決権を行使すると認められる者等(「緊密な者」および「同意している者」と合わせて議決権の過半数を占めており、かつ、上記(2)の②から⑤のいずれかの要件に該当する。
(3)

出所：1997年改訂連結原則(一、連結の範囲)および1998年具体的な取扱い(一、子会社の範囲)を基に作成。

<sup>3</sup> 会社等とは、株式会社などの会社形態の他に、組合その他これらに準ずる事業体(外国の法令に準拠して設立されたものを含む)を含むことを意味する。

<sup>4</sup> なお、企業会計基準委員会は、2008年12月に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」を公表した。同号は、1997年意見書および1997年改訂連結原則、1998年具体的な取扱いに優先して適用されるが、一般的な事業体の連結範囲の決定に関する箇所は1997年連結意見書、1997年改訂連結原則および1998年具体的な取扱いと同様である。

## 2. 企業会計審議会における特別目的事業体の連結会計基準をめぐる当初の検討

### (1) 特別目的事業体の連結会計基準に関する検討に至る経緯

1997年連結意見書および1997年改訂連結原則の公表後、企業会計審議会は、同審議会の第一部会において、子会社および関連会社の範囲の決定に関する具体的な基準を設定するための審議を実施した。この際にSPEの連結会計基準についての本格的な議論が開始されている。

1998年9月14日に開催された企業会計審議会第一部会会議(以下、第一部会会議)では、企業会計審議会の事務局が用意した草案を基に、子会社および関連会社の範囲の決定に関する初回の議論が行われた。この会議では、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号)(以下、資産流動化法)に基づいて設立されるSPE<sup>5</sup>である、特定目的会社(TMK: Tokutei Mokuteki Kaisha)およびTMKと同様の役割を担うSPE<sup>6</sup>の連結要否の判断にあたり、「SPEに資産を譲渡した会社が、SPEに譲渡した資産に関して原債務者の債務不履行若しくは資産価値の低下が生じた場合に損失の全部または一部の負担を行い、又は重要な利益を享受することとなるときは、当該資産を譲渡した会社の子会社に該当するものとする」ことが提案された(企業会計審議会第一部会. 1998a. p.10)。

これは、譲渡人がSPEに譲渡した資産の買戻権を有する場合や、SPEが発行するABSの大部分を譲渡人自らが保有している場合には、譲渡人は、譲渡した資産に対する支配を実質的に維持していると考えられるとして、このような場合に、譲渡人は、当該SPEを連結対象とすることを求めたものである(企業会計審議会第一部会. 1998c. pp.10-11)。

このように、第一部会では、証券化(バランスシート型資産証券化)取引を実施するために資産を譲り受けることを目的とするSPEは、通常の事業会社とは異なり、極めて小額の出資で設立される事業体であることから、SPEの連結要否の判断にあたっては意思決定機関への支配の有無に基づく支配力基準ではなく、「譲渡した資産に対するリスク、あるいはリスクの裏返しとしての利益が譲渡人から切り離されているか否か」という点に着目する

---

<sup>5</sup> 資産流動化法上のSPEであるTMKは、バランスシート型資産証券化を目的として設立されるSPEである。

<sup>6</sup> 議事録の原文では「特定目的会社」と表記されている。通常、特定目的会社(本報告ではTMKと表記)とは、資産流動化法に基づいて設立されるSPEであるTMKをいうが、この時点で、企業会計審議会第一部会および企業会計審議会において用いられた「特定目的会社」という用語は、TMKに加えて、TMKと同様の役割を担うSPEを含むものである。これは、1998年具体的な基準(案)においても同様である。なお、企業会計審議会は後に「特別目的会社」へと表記を変更している。

という考え方が提案されていたのである（企業会計審議会第一部会. 1998a. pp.13-14）<sup>7</sup>。

リスクと利益に着目して SPE の連結要否を判断するという提案は、1998 年 9 月公表の「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な基準（案）」（以下、1998 年具体的な基準（案））の一部に組み入れられている。1998 年具体的な基準（案）において提案された SPE の連結に関する規定の内容は〔表 3〕のとおりである。

〔表 3〕 1998 年具体的な基準（案）における SPE の連結に関する取扱い

(1)	SPE に対する出資額が当該 SPE の資産総額に対して僅少であり重要性が乏しい場合には、子会社及び関連会社に該当しないものとするができる。
(2)	ただし、SPE に資産を譲渡した会社が、当該 SPE に譲渡した資産に関して、原債務者の債務不履行若しくは資産価値の低下が生じた場合に損失の全部若しくは一部の負担を行い、又は重要な利益を享受することとなるときは、当該資産を譲渡した会社の子会社に該当するものとする。

出所：企業会計審議会（1998c. 三）を基に作成。

## (2) 基準案に対するコメント

1998 年具体的な基準（案）が提案する SPE の連結に関する規定について、日本公認会計士協会、日本資産流動化研究所、銀行業界や経済団体などの業界団体、企業、個人により、批判的なコメントが提出された。これらのコメントのうち、日本公認会計士協会、日本資産流動化研究所、経済団体連合会が提出したコメントを整理すると〔表 4〕のとおりである。

このように、提出されたコメントは、個別財務諸表上において資産の認識中止がなされた取引が、当該資産の譲受人である SPE の連結が求められることにより、譲渡人にとっては当該譲渡取引が認識中止を果たすことができないことになり、現在一般に行われている債権の証券化を阻害する恐れがあることへの懸念が表明されている。つまり、証券化取引の会計処理にあたって、「金融資産の認識中止に関する会計基準」と「SPE の連結に関する会計基準」との間にコンフリクトが生じることと、それに伴って証券化取引を行う者へ影響を及ぼすことが指摘されている。

<sup>7</sup> 企業会計審議会第一部会（1998a. p.14）によれば、SPE の連結会計基準を検討するにあたり米国の制度を参考にした旨が報告されている。具体的には、当時の SPE 連結に関する緊急専門部会(EITF: Emerging Issue Task Force)の合意事項である EITF トピック第 D-14 号「SPE に関連する取引」(EITF Topic D-14, *Transactions involving Special Purpose Entities*)(EITF. 1990)を参照したものと考えられる。同号は、SPE の連結要否の判断をリスクと経済価値の帰属の有無により判断することを求めている。詳細は、威知(2015. pp. 43-43)を参照されたい。

〔表 4〕 1998 年具体的な基準（案）が提案した特別目的事業体の連結可否の判断基準に対して送付されたコメント

提出者	コメントの要約
日本公認会計士協会	リスク負担あるいは利益の享受による SPE の連結可否の判断は、現在一般に行われている債権の証券化のネックとなる恐れがある。「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を踏まえ、金融資産の譲受人である SPE が同公開草案で定められる要件（譲り受けた金融資産からもたらされる収益を ABS の保有者に享受させることを目的として設けられていること、および、SPE の事業が上記の目的に従って適正に遂行されていること、一筆者加筆）を満たす SPE であり、金融資産の譲渡人が金融資産の認識中止の要件を満たしている場合には、譲渡人による SPE の連結問題は発生しないとすべきである。
日本資産流動化研究所	証券化においては、資金調達という目的と並んで、資産を認識中止することも重要な目的の 1 つである。証券化の実施にあたり、資金調達に伴う売却代金の支払いの一部劣後化、クリーンアップ・コール、リコース等は不可欠の仕組みであり、この場合、財務構成要素アプローチに基づき譲渡人が支配を放棄した部分はその認識を中止し、留保する部分は新たに時価で計上するという会計処理が行われる。しかしながら、今回の基準案では、単独決算においてオフ・バランス処理がなされるにもかかわらず、最終的には譲受人である SPE が連結されてしまうという結果になり、財務構成要素アプローチが形骸化してしまう。
経済団体連合会	金融商品に係る会計基準に関する公開草案において、債権流動化の実状を考慮して、一定の場合には経過措置としてオフ・バランス処理が認められている。SPE の連結については、これらの経過措置との整合性を図りつつ検討すべき。

出所：税務研究会編集部（1998a. p.4）、税務研究会編集部（1998b. p.2）、日本経済新聞社（1998. p.17）、日本資産流動化研究所（1999a. pp.93-96）を基に作成。

### (3) コメント受領後の検討

コメントの受領後、第一部会は、1998 年 10 月 9 日に開催した第一部会会議において、これまでの審議において参考とした SPE の連結に関する米国会計基準である EITF トピック第 D-14 号に加えて、1995 年 10 月公表の公開草案「連結財務諸表：方針と手続」(Exposure Draft, *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedure*)(FASB. 1995)（以下、1995 年連結公開草案）と、適格 SPE(QSPE: Qualifying Special Purpose Entity)（この時点では SFAS 第 125 号<sup>8</sup>による定義）の連結に関する EITF の合意事項である EITF 論点第 96-20 号「SPE の連結に関する SFAS 第 125 号『金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理』の影響」(EITF Issue 96-20, *Impact of FASB Statement No.125, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishment of Liabilities, on Consolidation of Special Purpose Entities*)(EITF. 1996)の内容が紹介された<sup>9</sup>。また、国際会計基準委員会(IASC:

<sup>8</sup> 金融資産の認識中止を取り扱う基準書で、財務構成要素アプローチを導入した。また、QSPE の定義を設けている。詳細は、威知(2015. pp. 25-29)を参照されたい。

<sup>9</sup> EITF 論点第 96-20 号は、SFAS 第 125 号が定義する QSPE の要件を満たす事業体であれば、QSPE へ資産を譲渡した者（譲渡人）の連結範囲には含まれないとする規定（例外規定）を設



International Accounting Standards Committee)においても、SPE の連結会計基準の設定に向けた検討が行われていることが報告された（企業会計審議会第一部会. 1998b. pp.17-19）。

加えて、この会議では、企業会計審議会が 1998 年 10 月 16 日付けで公表した公開草案「金融商品に係る会計基準（案）」において、「金融資産を構成する財務構成要素に対する支配が他者に移転した場合に、当該移転した財務構成要素を認識中止する」という財務構成要素アプローチを採用しており、金融資産をその構成要素に分割した上で当該財務構成要素のリスクと経済価値が第三者に移転しているか否かという判断が求められるため、金融商品に関する会計基準との関係で、SPE の連結会計基準の設定には非常に難解な問題点があることが指摘されている（企業会計審議会第一部会. 1998b. pp.19-20）。ここでいう「非常に難解な問題点」とは、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結に関する会計基準との間で生じるコンフリクトを指している<sup>10</sup>。

ただし、この時点では、「譲渡した資産に対して引き続き支配が及んでいるか否かということに基づき、連結対象にするか否かを考える」、もしくは、「SPE の連結に関する特段の基準を設定せずに一般の事業体と同様に判断する」ことが提案されていることから（企業会計審議会第一部会. 1998b. p.17, pp.20-21）、第一部会において行われたこれまでの検討は、例外規定の設定を念頭に置いたものではない。

## 2. 例外規定の考え方とその根拠

### (1) 基準案の再検討

企業会計審議会の事務局は、第一部会において実施したこれまでの検討内容を踏まえて SPE の連結会計基準に関する検討を行い、1998 年 10 月 21 日に開催した第一部会会議において、SPE の連結に関する修正案を新たに提示した。この修正案は、これまでの第一部会の

---

けた会計基準である。EITF 論点第 96-20 号の内容については、威知(2015. pp. 64-70)を参照されたい。なお、同号は、「金融資産の認識中止の段階では財務構成要素アプローチに従って、金融資産の一部（または全部）が認識中止されているのにもかかわらず、EITF トピック第 D-14 号や EITF 論点 90-15 号によって連結要否が判断されることにより、元の資産保有者である譲渡人は金融資産の一部を認識中止したとしても、連結財務諸表上では金融資産のすべてが計上される」という基準間のコンフリクトを回避することを主たる目的で設定された（威知. 2015. p.70）。この点は本報告論文の補遺を参照されたい。

<sup>10</sup> その他に、1998 年具体的な基準（案）において用いられた「特定目的会社」という用語について、「特定目的会社」から「特別目的会社」へと表記を改めることが提案された。これは、第一部会が検討対象としている SPE とは、資産流動化法上の SPE である TMK に限定したのではなく、例えば、英領ケイマン諸島に設立される SPE など、TMK と類似した事業体を含むものであることをその理由としたものである（企業会計審議会第一部会. 1998b. p.15）。

検討内容とは異なり、「実質的に意思決定機関を支配していないと認められる状況」を示している。具体的には、修正案は、SPE の要件として「適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を当該 SPE が発行する証券の保有者によって享受させることを目的として設立されており、当該 SPE の事業がその目的に従って適切に遂行されている」場合には、「当該 SPE への出資者および当該 SPE へ資産を譲渡した会社（以下、出資者等）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定する」ことを提案している（企業会計審議会第一部会. 1998c. p.5）。

このように、第一部会は、従来の「リスクと経済価値の帰属の有無」による SPE の連結要否の判断基準から、「SPE への支配が生じないと認められる状況をあらかじめ設定し、SPE を連結除外とするための要件を明示する」（例外規定を設定する）という考え方へと方針転換を図ったのである。この考え方は、前回の第一部会会議において紹介された米国の SPE の連結会計基準のうち、EITF 第 96-20 号をベースとして設けられたといえる。

## (2) 例外規定の考え方とその根拠

第一部会は、修正案を同部会の審議結果として審議を終了することとし、その後、企業会計審議会は、第一部会による最終審議から 9 日後の 1998 年 10 月 30 日に開催した企業会計審議会総会の決議を経て、1998 年具体的な取扱いを公表した。これにより、わが国において例外規定が設けられることとなった。1998 年具体的な取扱いが示す例外規定の要件を整理すると〔表 5〕のとおりである。

ただし、これらの要件のうち、(2)の「譲渡価額の適正性」に関する要件は、SPE を連結除外とする例外規定に関する要件というよりも、むしろ、SPE への資産譲渡取引が満たさなければならぬ要件を再確認することを目的とした要件であると考えられる。なぜならば、証券化取引（バランスシート型資産証券化）の実施にあたり、ABS の発行のためには（例えば、ABS の投資家保護の観点から）当該要件を充足することは必須の事項であり、さらに、譲渡価額が適正とはいえない譲渡取引であれば、当該譲渡取引は、会計上売却としては認められず、担保付借入等の会計処理が求められるためである。

したがって、例外規定が、一定の要件を満たす SPE を譲渡人等の連結範囲から除外するという観点から SPE へ課している要件は、「資産流動化法上の SPE である TMK、あるいは TMK 類似 SPE であること」、および「SPE の事業活動は証券化に関連する活動に限定され

ていること」の2点にあると考えることができる<sup>11</sup>。

前述のとおり、企業会計審議会は、従来の「リスクと経済価値の帰属の有無」によるSPEの連結要否の判断基準から、「SPEへの支配が生じないと認められる状況をあらかじめ設定し、SPEを連結除外とするための要件を明示する」（例外規定を設定する）という考え方へと転換を図った。この点について、小宮山(2005)は下記のとおり指摘している。

「当時企業会計審議会では金融商品の会計基準と連結会計基準と両方並行して作業を進めていたが、前者を詰めるために後者を先に作らなければならないということがあり、後者が1997年に、前者が1999年にそれぞれ作られた結果、SPEの取扱いについて必ずしも厳格とはいえないルールとなってしまったということがある。また当時はわが国でも流動化商品を増加させるという政策が始まった時期でもあり、流動化マーケットの発展を阻害しかねないルールを設けることが憚られるという雰囲気になかったわけではないという印象もある。」(小宮山. 2005. p 235)

これまでに検討した例外規定の設定経緯と小宮山(2005)の指摘を踏まえると、例外規定の設定根拠は、「あらかじめ連結されないSPEの要件を明確に示すことにより、SPEの連結要否に関する会計処理上の安定性を確保し、金融資産の認識中止に関する会計基準とSPEの連結会計基準との間に生じるコンフリクトを含め、SPEの連結に関する会計問題が証券化取引の阻害要因となることを避けること」にあるといえる。より具体的には、企業会計審議会は、金融資産の認識中止に関する基本的な考え方として財務構成要素アプローチを導入した主要な根拠の1つに「金融資産の証券化の促進」があり、例外規定は、財務構成要素アプローチの形骸化を回避する目的で設定されたといえる。

なお、当時の企業会計審議会は米国会計基準を事実上のキャッチアップの対象として、EITF 論点第 96-20 号をベースに例外規定を検討していることから、例外規定の内容は米国会計基準の影響を大きく受けているといえる。

---

<sup>11</sup> なお、「TMKあるいはTMK類似SPEであること」とあるとおり、例外規定は、その対象となるSPEの範囲を資産流動化法に依存しているため、2000年5月の資産流動化法改正（TMKの受動性要件の緩和。当初の計画に従い、認められる事業内容には特段の意思決定を有さないことの要件が薄れることになった）に伴って、かならずしも受動的とはいえない「TMKあるいはTMK類似SPE」であっても、例外規定が適用され連結範囲から除外されるという問題が生じることとなる。この点は、後に、開発型証券化を目的として組成されるSPEへの例外規定の適用に関する問題点として認識され、例外規定の一部改訂が図られることとなる。この点については後述する。

〔表 5〕 例外規定の内容

(1)	資産流動化法 <sup>(注1)</sup> に基づいて設立された SPE である TMK であること。あるいは、TMK に類似した役割を担う事業内容の変更が制限されている SPE であること。
(2)	適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を、当該 SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されていること。 当該 SPE の事業がその目的に従って適切に遂行されていること。以下①～⑤はその例 <sup>(注2)</sup> 。 ①資産処分により収益をあげ、証券の保有者へこれを享受させる場合 ②証券の保有者への配当、利払い及び償還等の時期まで余資を運用して収益を高める場合 ③事業目的を遂行する上でデリバティブによりキャッシュ・フローを調整する場合 ④事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入（例えば、証券を完売するまでの借入、又は証券の保有者への配当、利払い及び償還等のための借入）を行う場合 ⑤事業目的に従い、一部の金融資産の回収に伴い譲渡人から新たな金融資産を譲り受けることを繰り返す場合、又は当初譲り受けた金融資産をすべて回収した後、譲渡人から再度新たな金融資産を譲り受ける場合
(4)	上記(1)～(3)の要件を満たしている場合には、当該 SPE に対する出資者及び当該 SPE に資産を譲渡した会社（出資者等）から独立しているものと認め、子会社の範囲の要件を満たしている場合であっても、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

注 1：1998 年 6 月に公布された資産流動化法（旧資産流動化法）をいう。

注 2：表中①～⑤の例は、金融商品実務指針による例示である。

出所：1998 年具体的な取扱い。三. および、金融商品実務指針. 35 項を基に作成。

### 3. 特別目的事業体の連結要否に関する会計基準の考え方とその根拠

企業会計審議会第一部会において行われた SPE の連結会計基準をめぐる審議の結果、例外規定が導入された。しかしながら、例外規定は、1998 年具体的基準（案）に代わるものとして設けられたため、結果として、例外規定の要件を満たさない SPE の連結要否の判断基準は設けられなかった。このような状況の下で、日本公認会計士協会監査委員会は、2000 年 1 月 19 日付けで公表した『「連結財務諸表における子会社等の範囲に関する監査上の取扱い」に関する Q&A』（日本公認会計士協会監査委員会. 2000）（以下、2000 年連結範囲 Q&A）<sup>12</sup>において、「特定目的会社等」および「特別目的会社等」という表現を用いて、例外規定の要件を満たさない SPE の連結要否の判断に関する指針を公表した。

〔表 6〕に示すとおり、2000 年連結範囲 Q&A は、SPE の連結要否の判断にあたり、「金融機関・弁護士等が SPE に全部またはその大部分を出資し、資産の譲渡人は出資を行って

<sup>12</sup> 2000 年連結範囲 Q&A は、日本公認会計士協会監査委員会が 1998 年 12 月 10 日付けで公表した、監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（以下、監査委員会報告第 60 号）に係る実務上の判断に関する Q&A として公表された。なお、監査委員会報告第 60 号では、例外規定の要件を満たさない SPE の連結要否の判断基準に関する指針は提供していない。なお、2000 年連結範囲 Q&A の現行規定の表題は「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A」（2008 年 9 月 2 日公表、最終改正：2012 年 3 月 22 日）である。

いないか、または出資を行っていてもその割合が15%未満である状況」を前提として、「SPEへ資産を譲渡した者（譲渡人）の連結判断にあたり、SPEから生じる権利義務並びに損益等が実質的に資産の譲渡人に帰属する場合」には、譲渡人に当該SPEを連結することを求めている（2000年連結範囲Q&A. Q&A 13 (1)）。

このように、2000年連結範囲Q&Aが示すSPEの連結に関する指針は、(1)SPEに資産を譲渡した者（譲渡人）を前提としたものであり、かつ、(2)SPEへの出資割合に関して一定の条件（15%未満）を課している、という点では限定的であるものの、例外規定の要件を満たさないSPEの連結要否の判断にあたり、一般的な事業体の連結判断に用いられる「事業体の意思決定機関に対する支配」ではなく、SPEから生じるリスクと経済価値の帰属の有無に基づいて判断を行うことを求めている。

2000年連結範囲Q&Aにおいて示されたSPEの連結に関する考え方は、1998年具体的な基準（案）において企業会計審議会が提案した、「SPEのリスクと経済価値が帰属する者に当該SPEの連結を求める」という考え方と同様のものである。つまり、企業会計審議会が1998年具体的な基準（案）において提案したSPEの連結に関する考え方は、1998年具体的な取扱いには反映されなかったものの、後に、2000年連結範囲Q&Aにおいて採用されることとなったと考えることができる<sup>13</sup>。

したがって、2000年連結範囲Q&Aにおいて導入が図られたSPEの連結要否に関する会計基準の設定根拠は、そのベースとなった企業会計審議会第一部会における提案根拠と同様に、極めて小額の出資（名目的な出資額）により設立され、事業内容が事前に決定されている（すなわち、意思決定が行われない）事業体であれば、通常の事業会社のように「意思決定機関に対する支配の有無」では判断することが困難であるため、ということができる。また、例外規定と同様に、企業会計審議会はSPEの連結要否の判断基準の設定にあたり、EITFトピック第D-14号をベースに検討をしていたことから、当該規定の内容も米国会計基準の影響を大きく受けていると考えることができる。

---

<sup>13</sup> 筆者による文献調査の限りでは、日本公認会計士協会に対して、企業会計審議会やその他の業界団体が、SPEの連結要否の判断に関する指針、あるいは事業体の連結範囲の決定に関するQ&Aの検討を要請したという事実は確認できず、2000年連結範囲Q&Aの公表に至る経緯は明らかでない。文献調査の対象は、日本公認会計士協会の機関誌である『JICPAジャーナル』（現：会計・監査ジャーナル）誌のうち、1998年1月から2000年3月の間に発行されたものである。

〔表 6〕 2000 年連結範囲 Q&A による特別目的事業体の連結に関する取扱い

	金融機関・弁護士等が SPE に全部またはその大部分を出資し、資産の譲渡人は出資を行っていないか、または出資を行っていてもその割合が 15%未満である場合において、「SPE から生じる権利
(1)	義務並びに損益等が実質的に資産の譲渡人に帰属する場合」には、当該 SPE は譲渡人の子会社に該当する。(なお、このような場合であっても、当該 SPE が財務諸表規則第 8 条第 7 項の要件を満たす場合、当該 SPE は譲渡人等の子会社には該当しない)
(2)	チャリタブル・トラスト等の形式的かつ非営利の事業体を経由して出資した場合であっても、当該事業体は「緊密な者」あるいは「同意している者」とみなされ、上記(1)の場合と同様に取り扱う。

出所: 2000 年連結範囲 Q&A. Q&A 13.を基に作成。

#### IV. 会計基準の設定過程からみた特別目的事業体の連結会計基準の設定根拠 (2)

##### 1. 企業会計基準委員会による特別目的事業体の連結会計基準に関する検討

###### (1) 日本公認会計士協会による検討の要請

エンロン社の不正会計事件を契機として、日本公認会計士協会監査業務審査会は、SPE を利用していると思われるわが国企業の監査人に対し、SPE の利用状況およびその会計処理の実態に関するアンケート調査を実施した。この調査結果 (日本公認会計士協会. 2002) では、明らかに合理性のない異常な SPE の利用はなかったことを報告しているが、今後の検討課題として、(1)オリジネーターによる SPE への債務保証やその他の関与がないことを確認すること、(2)SPE の倒産リスクがオリジネーターに及ばないことを確認すること、(3)SPE を用いた取引の開示を充実させるべきであること、の 3 点を指摘している。これらの指摘に加え、同調査結果は、「資産流動化法に基づかないで任意に設立された SPE に対し、支配力に基づかない連結範囲の決定基準を検討する必要がある」と指摘している。

その後、日本公認会計士協会理事会は、同協会の監査・保証実務委員会に対して、2004 年 9 月 8 日付け諮問「現行会計実務における特別目的事業体(SPE)を取り巻く諸問題を整理し、現行会計基準を前提とした監査上の留意点を取りまとめられたい」(以下、JICPA 理事会諮問)を發した。この諮問を受けて、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会は、2005 年 9 月に「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q&A」(以下、2005 年 SPE 取引 Q&A)を JICPA 理事会諮問への答申として公表し、また、企業会計基準委員会に対する提言として、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」(以下、2005 年 SPE 提言)を公表している。

このうち、2005 年 SPE 提言は、開発型証券化取引に用いられる SPE (SPE がマンション

等を開発し完成後に第三者への譲渡が行われるタイプや、SPE が小売店舗・商業施設を建築し完成後に特定の企業に賃貸される対応)への例外規定について、例外規定の趣旨を逸脱し実態から乖離するのではないかとの懸念を示している(2005年SPE提言,1.(3).①)。つまり、2005年SPE提言は、例外規定が想定している証券化は、あくまで特定の資産を譲り受けることを目的とするタイプの証券化(バランスシート型資産証券化)を念頭に置いた規定であるが、これに対して、開発型証券化は、建物の建設に係るリスクがそのスキームに含まれる、リスク証券化の要素を有するタイプの証券化であり、したがって、例外規定を適用すべきでないとは主張しているのである。

その上で、2005年SPE提言は、「SPEの連結に関する根本的な検討の必要性」として、(1)資産流動化法の改訂(2000年改訂)により、TMKの受動的な意味合いが薄れ能動的に活動するケースが増加しているため、例外規定の趣旨の明確化を図るのか、あるいは根本的な問題を見直すべきなのか、という点を検討する必要があるとし、さらに、(2)「そもそもSPEとはどのように定義すべきか」、「SPEのような性格を有する事業体はどのような基準で連結すべきか」という問題定期をしている(2005年SPE提言,1.(2).②)。

## (2)テーマ協議会による検討の要請

企業会計基準委員会は、2002年3月15日の時点で、SPEの連結問題を検討するプロジェクト・チーム(以下、SPC等検討プロジェクト)を立ち上げており、わが国の現行基準、米国会計基準、およびIFRSの比較という観点から検討を開始していた(企業会計基準委員会.2002)。また、財務会計基準機構テーマ協議会(以下、テーマ協議会)は、結果としては提言の公表は見送ったものの、2003年2月7日および2004年6月17日に開催したテーマ協議会会議において、SPEの連結問題を企業会計基準委員会が検討すべき課題として提言することを検討していた(テーマ協議会.2003,テーマ協議会.2004)。

このように、企業会計基準委員会は、2005年SPE提言の公表以前の時点で、SPEの連結会計基準に関する予備的な検討を実施していたものの、この時点では、見直しに向けた検討を行うべき重要性の高いテーマとしての位置づけにはなかったのである。

その後、2005年SPE提言を受けて、テーマ協議会は2005年10月15日に開催したテーマ協議会会議において、「SPEを用いた取引に係る会計基準等の整備」を新規テーマ案とし(テーマ協議会.2005a)、同年12月20日付けで公表した「第10回テーマ協議会提言書」(テーマ協議会.2005b)において、企業会計基準委員会に対して「SPEを利用した取引に係

の会計基準等の整備」の実施を正式に提言し、特に、SPEの連結に関する事項について早急な検討を求めた。

テーマ協議会の提言を受け、企業会計基準委員会は、2006年2月7日に開催した第98回企業会計基準委員会において、同委員会内の専門部会として「特別目的会社専門委員会」（以下、SPE専門委）を設立することを決議した。新たに設立されたSPE専門委では、2005年SPE提言および第10回テーマ協議会提言書において示された、短期的テーマ、中長期テーマの別に検討を進めることについて、「短期的テーマとして一定の類型への対応を図ったとしても、それを回避するような取引が行われる可能性が否定できないことから、SPEの連結に関する根本的な検討を進めるべき」という意見も見られたものの、2005年SPE提言および第10回テーマ協議会提言書に従って検討を進めることとし、超短期テーマとして、投資事業組合への支配力基準・影響力基準の適用に関する問題を検討することを合意した（企業会計基準委員会. 2006a. p.1, 2006b. pp.1-2）。

## 2. 投資事業組合の連結に関する考え方とその根拠

SPE専門委は、投資事業組合への支配力基準・影響力基準の適用に関する指針の公表に向けた審議に取り組み、公開草案を経て、2006年9月8日付けで実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会. 2006b）（以下、実務対応報告第20号）を公表した。

実務対応報告第20号は、投資事業組合<sup>14</sup>の連結要否の判断にあたっては、業務執行者（匿名組合の場合における営業者を含む）が当該投資事業組合の財務および営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合を除き、投資事業組合の業務執行を決定することができる者が当該投資事業組合を支配していると判断し、当該投資事業組合を連結範囲に含めることを求めている（実務対応報告第20号, Q1-A-2）。

業務執行権限によって投資事業組合に対する支配の判断を行う根拠について、実務対応報告第20号は、「財務および営業又は事業の方針の決定は組合契約において定められる場合もあるが、株式会社における株主の議決権行使とは異なり、各組員が定期的に当該意思

---

<sup>14</sup> 実務対応報告第20号は、同号において対象とする投資事業組合について、「投資事業組合は、一般に、投資事業有限責任組合契約に関する法律による投資事業有限責任組合や、民法上の任意組合（民法第667条以下）、商法上の匿名組合（商法第535条以下）として組成されており、投資育成や企業再生支援など様々な投資事業を行っている場合が多い」と説明している（実務対応報告第20号. Q1-A）。



決定に関わっているかどうか判別できないことが多い」こと、および「業務執行組合員が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定していると認められる場合も少なくない」としている（実務対応報告第20号, Q1-A-2）。

実務対応報告第20号は、業務執行権限による連結要否の判断に加えて、投資事業組合に対する支配の有無に関する具体的な指針として、リスクと経済価値に基づく指針を設けている。具体的には、投資事業組合を支配している一定の事実として、「投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受または負担すること」という指針を設けている。この指針は、業務執行権限の保有割合と関連づけられており、(1)業務執行権限の保有割合が40%以上、50%以下の場合、および、(2)自己の有する業務執行権限と緊密な者および同意している者が有する業務執行権限を合わせて50%以上を有する場合、のそれぞれ状況において追加的に考慮する事項（投資事業組合を支配している一定の事実）の1つとして位置づけられている（実務対応報告第20号, Q1-A2(2)およびQ1-A2(3)）。

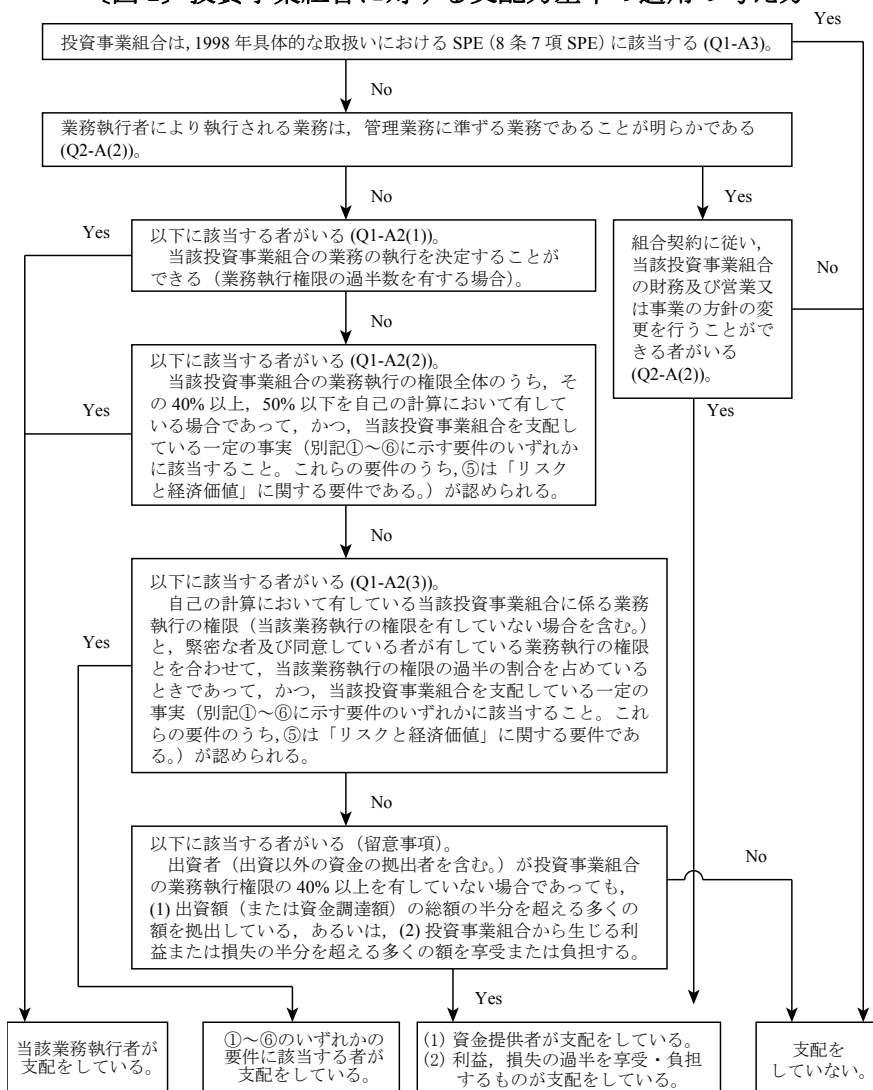
ただし、[図1]に示すとおり、実務対応報告第20号は、適用上の留意点として、(3)出資者（出資以外の資金の提供者を含む。）による業務執行権限の保有割合が40%以下の場合であっても、出資額（または資金調達額）の総額の過半を拠出している、あるいは、投資事業組合から生じる利益または損失の半分を超える多くの額を享受または負担する、という要件を設けている。この要件は、業務執行権限の保有の有無の場合にかかわらず、「出資者または出資以外の資金提供者」に対しては、リスクと経済価値の過半の享受または負担の有無という観点から連結要否の判断を行うことが求められていることを意味する。つまり、実務対応報告第20号は、まず、業務執行権限による連結要否の判断を行い、それができない場合には、「出資者または出資以外の資金提供者」に対して、リスクと経済価値の過半の享受または負担の有無という観点から連結要否の判断を行うことを求めているのである。

上述のとおり、実務対応報告第20号は、投資事業組合を対象として設けられた支配力基準・影響力基準の適用指針であるが、投資事業組合の定義ないし範囲については例示を挙げるに留まっており、投資事業組合の定義ないし範囲についての明確な定義は設けられていない。この点について、企業会計基準委員会は、同号の公開草案に対して送付されたコメント・レターにおける「投資事業組合の範囲を明確化する必要がある」という指摘について検討を行った際に「投資事業組合は多様であり、投資事業の範囲を制限する方が、実態にあわなくなる」としている（企業会計基準委員会. 2006a. pp.6-7）。これは、投資事業組合の範囲に関する定義を設けることで、それを回避するような取引が行われることを避けるためと

考えることができる。その結果、実務対応報告第 20 号は、種々の目的で組成される SPE を含む連結範囲の決定に関する会計基準となったといえる。

なお、2000 年連結範囲 Q&A は資産の譲渡人による SPE の連結を前提としているに対し、実務対応報告第 20 号は出資者（出資以外の資金の提供者を含む）による SPE の連結を前提としているという点で、それぞれの基準において SPE を支配する者（SPE に対する支配の有無を判断する者）の前提が異なっている。

〔図 1〕 投資事業組合に対する支配力基準の適用の考え方



〔別記：投資事業組合を支配している一定の事実〕

- ① 自己の計算において有している業務執行の権限と緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該投資事業組合に係る業務執行の権限の過半数の割合を占めている。
- ② 当該投資事業組合の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在する。
- ③ 当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資を行っている。ただし、金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合であって、資金の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないときは、該当しない。
- ④ 当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているものに限らない）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている（緊密な者が行う融資及び出資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。
- ⑤ 当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっている（緊密な者が享受又は負担する額を合わせて当該利益又は損失の概ね過半となる場合を含む。）。
- ⑥ その他当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定を左右すると推測される事実が存在する。

### 3. 例外規定の一部改訂とその根拠

2007年初夏に米国において表面化したサブプライム金融危機は、2008年9月のリーマンブラザーズ社の破綻を経て、世界金融危機へと拡大した。これを受け、米国政府や政府間機関は金融市場の安定化に向けた政策の一環として、IASBとFASBに対してSPEの連結会計基準の見直しとコンバージェンスに向けた作業をすべきと提言した。

IASBとFASBの両審議会はSPEの連結会計基準の見直しを加速化させ、IASBは2008年12月に公表した公開草案を経て、2011年5月にIFRS第10号「連結財務諸表」(IFRS No. 10, Consolidated Financial Statements)(IASB. 2011) (以下、IFRS第10号)を公表した。IFRS第10号は、SPEを含むすべての事業体に対して、リスクと経済価値による連結要否の判断基準を組み込んだ支配の有無により連結要否の判断を行うことを求めている。また、FASBは、2009年6月に変動持分事業体の連結に関する会計基準を一部改定し、リスクと経済価値の帰属の有無の判断にあたり従来は定量的分析を重視していたが、定性的判断を重視することとした。加えて、FASBは米国会計基準から例外規定を廃止した。

FASBとIASBによるSPEの連結会計基準の見直しに向けた検討が開始されたことを受け、企業会計基準委員会はSPEの連結会計基準に関する検討に取り組み、2009年2月に「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点整理」(以下、2009年論点整理)を公表した。2009年論点整理は、SPEの連結要否の判断基準の検討にあたり、IASBの考え方に沿って支配概念の見直しをすることを主張している。加えて、2009年論点整理は、開発型SPEへの例外規定の適用に関する問題の解決を図り、かつ、IASBとFASBの動向(IFRSには従来より例外規定は存在せず、米国会計基準の例外規定は廃止された)を踏まえ、例外規定の廃止を提案している(2009年論点整理、60項)。

さらに、開発型証券化への例外規定の適用に関する問題やコンバージェンスの観点のほか、2009年論点整理は、例外規定の廃止の提案根拠に関連して、「他の会社に商品を販売した取引において、当該他の会社への販売が売却処理されるかという問題と、当該他の子会社が子会社に該当する問題とは別のものであるのと同様に、証券化取引(原文では、資産の流動化取引)においても別に考えられる」と指摘している(2009年論点整理、59項)<sup>15</sup>。

ただし、IASBとFASBによる連結会計基準のコンバージェンスに向けた検討は、2009年11月の時点で大幅に延期されることが明らかとなったため、SPE専門委員会は当面の対応

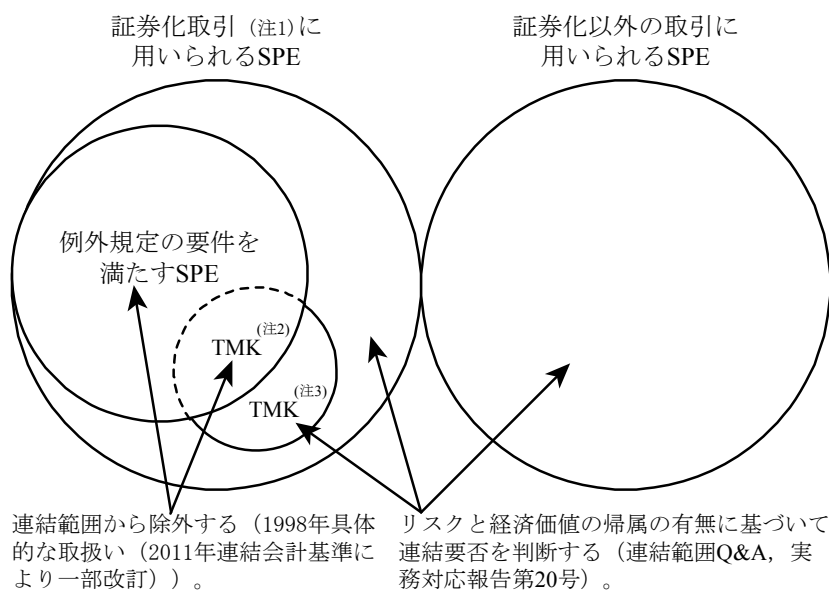
---

<sup>15</sup> この点に関する報告者の見解は、補遺を参照されたい。

として「開発型証券化に用いられる SPE への例外規定の適用」に関する問題について、例外規定の一部改訂により対応することとし、公開草案を経て、2011年3月に改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会.2011)(以下、2011年連結会計基準)を公表した。2011年連結会計基準は、例外規定を「SPEに資産を譲渡した者にのみ適用する」とし、例外規定の適用主体への制限を新たに設けた。この改訂により、例外規定はその設定当初の趣旨に沿ったものへと改善が図られている。これまでに検討したSPEの連結会計基準の適用範囲と連結要否の判断基準の全体像を示すと〔図2〕、〔図-3〕のとおりである。

なお、企業会計基準委員会は、2013年3月に、これまでの検討内容を「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ」(企業会計基準委員会.2013)として公表しているが、SPEを含む連結会計基準の見直しについては「国際的動向を見守る」としている。

〔図2〕 特別目的事業体の連結会計基準の適用範囲



注1: バランスシート型資産証券化

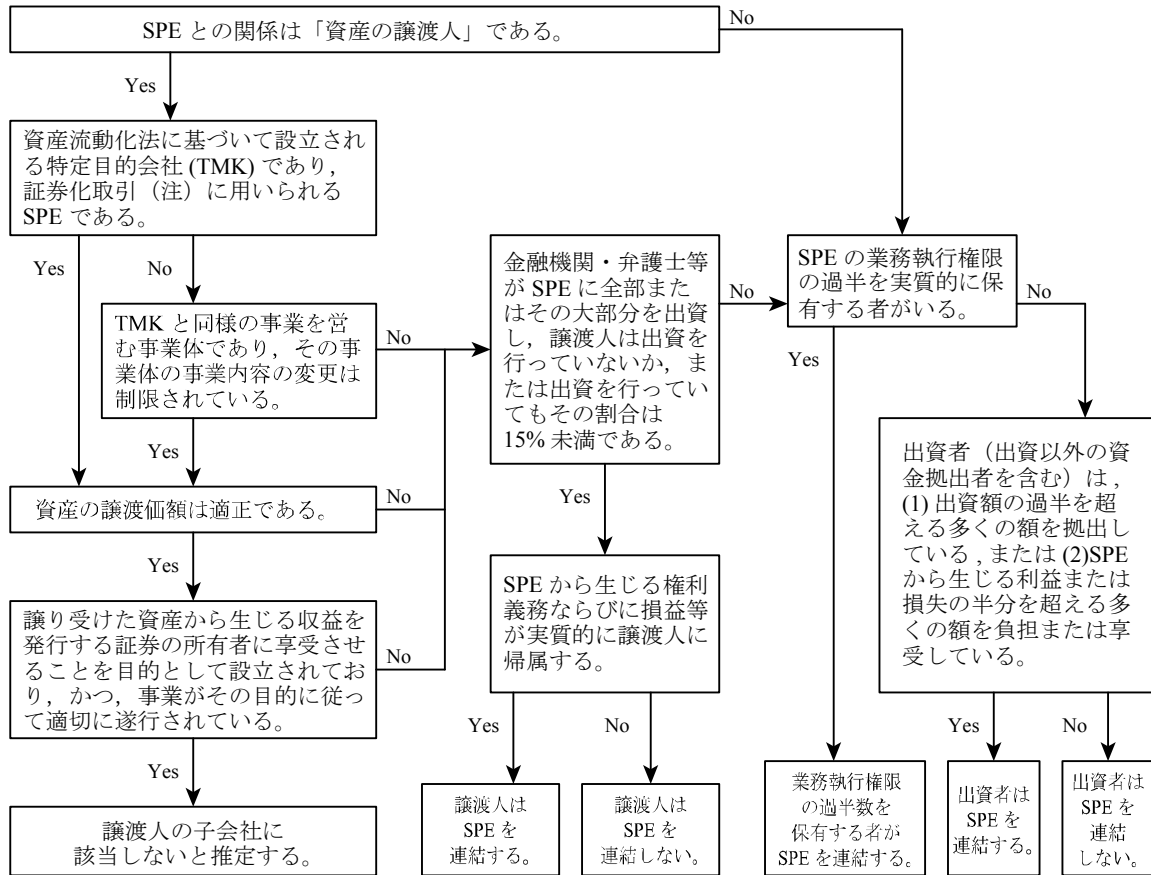
注2: TMKであり、かつ例外規定の要件を満たすSPE

注3: TMKであるが、例外規定の要件を満たさないSPE

注4: 2011年連結会計基準により、「SPEとの関係が譲渡人」である場合にのみ適用されることとなった。

出所: 1998年具体的な取扱い, 2000年連結範囲Q&A, 実務対応報告第20号, 2011年連結会計基準を基に作成。

〔図3〕 特別目的事業体の連結会計基準の全体像



注：バランスシート型資産証券化

出所：1998年具体的な取扱い，2000年連結範囲Q&A，実務対応報告第20号，2011年連結会計基準を基に作成。

## V. おわりに

### 1. 特別目的事業体の連結会計基準の設定過程

本論文では、わが国におけるSPEの連結会計基準の設定過程を整理し、その根拠について検討した。まず、わが国におけるSPEの連結会計基準の設定に関する約20年間の一連の流れを整理すると以下のとおりである。

- (1) 企業会計審議会は、検討当初の時点では例外規定の設定を念頭に置いた検討はしておらず、1998年具体的な基準(案)において、米国会計基準をベースに「リスクと経済価値の帰属の有無」によりSPEの連結要否を判断することを提案した。
- (2) 企業会計審議会は、1998年具体的な基準(案)に対して送付されたコメントを受けて、1998年具体的な取扱いにおいて、例外規定のみを新たに設定した。

- (3) (例外規定以外の) SPE の連結要否の判断基準は、日本公認会計士協会が公表した 2000 年連結範囲 Q&A において限定的に導入された (資産の譲渡人による SPE の連結要否の判断を前提としている)。これは、企業会計審議会による当初の検討内容が反映されたものである。これにより、SPE の連結会計基準は、1998 年具体的な取扱いが規定する例外規定と、2000 年連結範囲 Q&A が規定する SPE の連結要否の判断基準により構成されることとなった。
- (4) エンロン社破綻を受けて、日本公認会計士協会は、2002 年に SPE の連結要否の判断基準に関する検討の必要性を指摘した。その後、2005 年 SPE 提言において、① 開発型 SPE に対する例外規定の適用についての懸念、② 例外規定を含む SPE の連結会計基準の根本的な再検討の必要性 (SPE とは何か、SPE のような性格を持つ事業体はどのような基準で連結要否を判断すべきか)、の 2 点を指摘した。
- (5) 日本公認会計士協会による検討 (上記(4)) と同時期に、テーマ協議会は企業会計基準委員会に対して SPE の連結会計基準を検討すべきと提言した。その後、企業会計基準委員会は、超短期テーマとして投資事業組合への支配力・影響力基準の適用に関する問題を検討し、実務対応報告第 20 号を公表した。実務対応報告第 20 号は、SPE を含むすべての事業体に対し、出資者を含む資金提供者による連結要否の判断にあたり、「リスクと経済価値の帰属の有無」により判断することを求めている。
- (6) 企業会計基準委員会は、IASB とのコンバージェンス・プロジェクトの初期の時点で例外規定を検討項目の 1 つと位置付けたが、サブプライム金融危機、世界金融危機以前の時点では具体的な検討は実施されなかった。
- (7) サブプライム金融危機の表面化および世界金融危機への拡大後、FASB は例外規定を廃止し、IASB は SPE を含む包括的な連結会計基準を公表した。企業会計基準委員会は、FASB と IASB の動向を踏まえて審議を実施し、2009 年論点整理において例外規定の廃止を提案した。ただし、IASB と FASB のコンバージェンス・プロジェクトの大幅な遅延が見込まれたことから、企業会計基準委員会は、例外規定の一部改訂のみを図った (開発型証券化に用いられる SPE に対して例外規定の適用を認めないとする改訂)。
- (8) その後、企業会計基準委員会は、SPE の連結要否の判断に関する会計基準の明確化を図ることを念頭に置いて審議を継続したが、2013 年中間取りまとめにおいて、「国際的動向を見守る」として検討を中断し、現時点 (2019 年 2 月 6 日時点) においても再開していない。

## 2. 特別目的事業体の連結会計基準の設定根拠

1998年具体的な取扱いが規定する例外規定は、資産流動化法が想定する証券化（バランスシート型資産証券化）を実施するために組成されるSPEについて、「譲渡人やSPEの出資者など、証券化取引に関与する者の支配が及ばない状況を明文化したもの」である。その根拠は、連結されないSPEの要件をあらかじめ明示することにより、SPEの連結要否に関する会計処理上の安定性を確保し、金融資産の認識中止に関する会計基準とSPEの連結会計基準との間に生じるコンフリクトを含め、SPEの連結に関する会計問題が証券化取引の阻害要因となることを避けることにある。具体的には、金融資産の認識中止に関する会計基準において導入した財務構成要素アプローチの形骸化を回避するという点にある。

ただし、1998年具体的な取扱いが規定する例外規定は、例外規定が適用されるSPEの範囲を資産流動化法に依存しているため、同法の改訂によりTMKに認められる活動が拡大し、例外規定の設定当初に念頭においたバランスシート型資産証券化以外の目的で組成されるSPEであっても、例外規定が適用されるという実務慣行が形成された。この点の解決を図るため、企業会計基準委員会は、例外規定の適用主体をSPEへ資産を譲渡した者に制限した。

次に、2000年連結範囲Q&Aにおいて導入が図られたSPEの連結要否に関する会計基準は、SPEから生じる「リスクと経済価値の帰属」の有無により判断することを求めるものである。この根拠は、極めて小額の出資（名目的な出資額）により設立され、事業内容が事前に決定されている（すなわち、意思決定が行われない）事業体であれば、通常の事業会社のように「意思決定機関に対する支配の有無」では判断することが困難であるためである。なお、例外規定およびSPEの連結要否の判断基準のいずれも、米国における該当する会計基準をベースとしている。

2000年連結範囲Q&Aは、その適用主体として資産の譲渡人を前提としているが、これに対して、2006年9月公表の実務対応報告第20号は出資者（出資以外の資金の提供者を含む）を適用主体としている。このように、わが国におけるSPEの連結要否の判断基準は重層的な構造となっているが、その核となる考え方や設定の根拠は同様のものである。

### 参考文献

- 新井清光. 1993. 「日本における企業会計基準の設定（その1）－主として企業会計審議会」新井清光編『会計基準の設定主体－各国・国際機関の現状－』中央経済社, 第10章, pp. 159-175.  
小谷融. 1997. 「企業会計審議会の部会再編について」『COFRIジャーナル』(26): pp. 46-57.  
小宮山賢. 2002. 「SPE問題と監査」『会計プロGRESS』(3): pp. 31-44.

- 小宮山賢. 2005.「資産流動化の会計処理」『「資金循環における市場型間接金融の役割に関する研究会」報告書』財務省財務総合政策研究所, ヒアリング論文編 2, pp. 231-239.
- 小宮山賢. 2016.「特別目的会社の連結問題の変遷と今後の課題」『ディスクロージャーニュース』(32): pp. 77-88.
- 企業会計基準委員会. 2001.「企業会計基準等の開発・公表の手続きについて」.
- 企業会計基準委員会. 2002.「第 13 回企業会計基準委員会：議事要旨」(2002 年 3 月 15 日) .
- 企業会計基準委員会. 2006a.「第 98 回企業会計基準委員会：議事要旨(6)特別目的会社の連結に関する検討について」(2006 年 2 月 7 日) .
- 企業会計基準委員会. 2006b.「第 98 回企業会計基準委員会：審議資料(6)特別目的会社の連結に関する検討について (資料)」(2006 年 2 月 7 日) .
- 企業会計基準委員会. 2006c.「第 108 回企業会計基準委員会：審議事項(4)-1 主なコメントの概要とそれらに対する対応案」(2006 年 7 月 11 日) .
- 企業会計基準委員会. 2006d. 実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(2006 年 9 月 8 日) .
- 企業会計基準委員会. 2009.「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」(2009 年 2 月 6 日) .
- 企業会計基準委員会. 2011. 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」(2011 年 3 月改訂) .
- 企業会計基準委員会. 2013.「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ」(2013 年 3 月 29 日) .
- 企業会計審議会. 1997a.「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(1997 年 6 月 6 日) .
- 企業会計審議会. 1997b.「連結財務諸表原則」(1975 年 6 月公表, 1997 年 6 月 6 日修正) .
- 企業会計審議会. 1998.「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(1998 年 10 月 30 日) .
- 企業会計審議会第一部会. 1998a.「企業会計審議会第 14 回第一部会議事録」(1998 年 9 月 14 日) .
- 企業会計審議会第一部会. 1998b.「企業会計審議会第 16 回第一部会議事録」(1998 年 10 月 9 日) .
- 企業会計審議会第一部会. 1998c.「企業会計審議会第 17 回第一部会議事録」(1998 年 10 月 21 日) .
- 財務会計基準機構. 2013.「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(2013 年 6 月 14 日, 最終改正 2015 年 12 月 15 日) .
- 財務会計基準機構テーマ協議会. 2003.「第 4 回テーマ協議会議事概要」(2003 年 2 月 7 日) .
- 財務会計基準機構テーマ協議会. 2004.「第 7 回テーマ協議会議事概要」(2004 年 6 月 17 日) .
- 財務会計基準機構テーマ協議会. 2005a.「第 10 回テーマ協議会議事概要」(2005 年 11 月 17 日) .
- 財務会計基準機構テーマ協議会. 2005b.「第 10 回テーマ協議会提言書」(2005 年 12 月 20 日) .
- 税務研究会編集部. 1998a.「経団連 持分ゼロは連結の範囲から除外すべき 新連結制度の範囲に係る基準案に対してコメント」『週刊経営財務』(2396): p. 4.
- 税務研究会編集部. 1998b.「SPC の連結問題は発生しないとすべきと要望」『週刊経営財務』(2398): p. 2.
- 日本経済新聞社. 1998.「SPC, 連結対象外に, 会計士協会が大蔵省に意見書—債権流動化阻害の恐れ」『日経金融新聞』1998 年 9 月 28 日, 17 面.
- 日本資産流動化研究所. 1999.『平成 10 年度 資産流動化と投資家保護に関する調査報告 第 1 分冊 債権流動化の会計に関する委員会』日本資産流動化研究所.
- 威知謙豪. 2015.『特別目的事業体と連結会計基準』同文館出版.
- 威知謙豪. 2016.「企業会計審議会における金融資産の認識中止に関する会計基準の審議過程からみた財務構成要素アプローチの導入根拠」『経営情報学部論集』(中部大学) 30(1/2): pp. 107-123.
- 日本公認会計士協会. 2002.「特別目的会社(SPC)に関する調査結果報告」(2002 年 12 月 10 日) .
- 日本公認会計士協会監査委員会. 2000.「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関



- する監査上の留意点に関する Q&A」(2000 年 1 月 19 日, 最終改正 2012 年 3 月 22 日)。
- 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会. 2005a. 「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q&A」(2005 年 9 月 30 日)。
- 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会. 2005b. 「特別目的会社を利用した取引に関する会計基準等の設定・改訂に関する提言」(2005 年 9 月 30 日)。
- 日本公認会計士協会理事会. 2004. 「2004 年 9 月 8 日付け諮問『現行会計実務における特別目的事業体 (SPE) を取り巻く諸問題を整理し, 現行会計基準を前提とした監査上の留意点を取りまとめらえたい』(新規)」『JICPA ジャーナル』(592): p. 64.
- 森洵太. 2014. 「企業会計審議会の正統性」『愛知淑徳大学論集ービジネス学部・ビジネス研究科篇』(10): pp. 93-108.
- Emerging Issues Task Force (EITF). 1990. Emerging Issue Task Force Topic No. D-14, *Transactions involving Special Purpose Entities*. (Dates Discussed: February 23, 1989; May 31, 1990) . in Financial Accounting Standards Board (FASB). 2004. *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the Emerging Issues Task Force, as of September 29-30, 2004*. 2, pp.4979-4980B.
- Emerging Issue Task Force (EITF). 1996. Emerging Issue Task Force Issue No. 96-20, *Impact of FASB Statement No. 125, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities, on Consolidation of Special-Purpose Entities*. (Dates Discussed: September 18-19, 1996; November 14, 1996; January 23, 1997) . in Financial Accounting Standards Board (FASB). 1997. *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force: as of September 18, 1997*. pp. 889-890C.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1995. Exposure Draft, *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedure*. (October 16, 1995).
- International Accounting Standards Board. 2011. International Financial Reporting Standard No. 10, *Consolidated Financial Statements*. (May, 2011) (財務会計基準機構監訳・企業会計基準委員会訳. 2018. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」『IFRS 基準 2018』中央経済社.)

#### 補遺：2009 年論点整理 59 項に関する報告者の見解

譲渡人から譲渡された資産のみを保有する SPE (受動的 SPE) を前提とすれば, 「金融資産の認識中止」を判断する局面において譲渡人は SPE へ何ら関与が無いことから「支配なし」と判断した場合には, 「SPE の連結要否の判断」においても同様に譲渡人は何ら関与が無いために「支配なし」と判断されるといえる (なお, 受動的 SPE は, その他の関係者から「支配なし」となるように組成されているとする)。仮に, 「金融資産の認識中止」を判断する局面において譲渡人は SPE へ何ら関与がなく「支配なし」, すなわち認識中止した場合に, 「SPE の連結要否の判断」の局面で譲渡人は SPE への「支配あり」と判断することは, そもそも「認識中止」のレベルで「支配の有無」の判断に錯誤があることを示す可能性がある。

財務構成要素アプローチに従って, 譲渡人は継続的な関与のある部分を除く金融資産の一部を SPE に譲渡し認識中止した場合であっても, かつ, 当該資産譲渡スキームの全体からみて, 当該継続的関与によってリスクや経済価値の過半を譲渡人が有するとして, 受動的 SPE の連結を譲渡人が求められるのであれば財務構成要素アプローチは形骸化することになる (なお, 例外規定を満たさない SPE (非受動的 SPE) の場合は既に形骸化している)。

それゆえに, 例外規定の改廃の検討にあたり, 「認識中止と連結の問題は別のもの」とする 2009 年論点整理 59 項の指摘は, シンプルで説得力があるように見えるが, より慎重な検討が求められる。